

亀山市告示第46号

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示

(亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第1条 亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱(平成23年亀山市告示第62号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第1項の表中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

(亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱(平成24年亀山市告示第65号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

(亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第3条 亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱(平成24年亀山市告示第66号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

(亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正)

第 4 条 亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の
交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱（平成 24 年亀山市告示
第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」
に改める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。